

平成31年

第2回大磯町農業委員会総会会議録

日時 平成31年2月25日 午後1時30分から

場所 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 西 方 敬

9番 竹 内 浩

2番 柳 田 三千夫

10番 近 藤 剛 司

3番 二 宮 賢 一

11番 鈴 木 洋 有

5番 野 崎 健 一

12番 石 井 雅 浩

6番 今 井 正

13番 安 池 雅 美

7番 福 島 啓

15番 青 木 貞 治

8番 吉 川 京 男

16番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

12番 石 井 雅 浩、守 屋 正 三

3 遅刻委員

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 川 克 己 柏 木 博 吉 川 正

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人

書 記 松尾 明美

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第3号 農用地利用集積計画書の決定について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく
農用地利用配分計画案について

報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は１３名で、定足数に達しておりますので平成３１年第２回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、１２番石井雅浩委員及び推進委員の守屋正三委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第２０条第１項の規定により、１５番青木貞治委員と１番西方敬委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第２の議案第３号「農用地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第３号１番「農用地利用集積計画書の決定について」は議案書１ページと２ページを、場所につきましては総会資料の１ページをご覧ください。

大磯町長より平成３１年２月１２日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第３号１番を朗読・説明》

書記 議案第３号１番につきましては、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が当該農地を借り受けて、その農地を借り手に提供するものです。借り手は昨年就農した農業サポーターで、現在、当該農地に隣接する同じ地権者の農地を借りて耕作しています。

なお、２月１３日に西方会長職務代理、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第３号１番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第3号1番の農地について、2月13日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、農地中間管理機構が借上げ、かながわ農業サポーターに貸すことで、遊休化防止と担い手の育成が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地中間管理事業により農地の有効利用が図られるとのことです。

ただ今の議案第3号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 当該農地に農道及び接道はありますか。

書記 こちらの西小磯地区は構造改善を行った地区であり、農地の下まで幅広の道路が通っていて軽トラックや耕運機の通行には支障はありません。

委員 中間管理制度は農業公社が借上げた農地を貸付ける者が見込めた場合に地権者との間に入ると理解していますが、今回の案件も同様ですか。

また、借受人が決まらない場合、農地は誰が管理するのですか。

書記 農業公社はマッチングと呼んでいますが、農業公社の仲立ちにより地権者と借受人が賃貸借（または使用貸借）条件について合意することにより契約が成立した場合、中間管理事業の手続きについてサポートします。

また、借受人が決まる間は地権者が農地を管理しなくてははいけません。

議長 他に質疑はありませんか。質疑がないようですので、議案第3号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第3号1番は原案とおりに決定いたしました。決定事項は、町長に通知いたします。

議長 続いて議案第3号2番を審議いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第3号2番につきましては、議案書1ページ及び2ページを、場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。1番と同様に大磯町長より決定を求められています。

事務局 《議案第3号2番を朗読》

書記 議案第3号2番につきましては、1番と同様に農地中間管理機構が当該農地を借り受けて、その農地を借り手に提供するものです。今回の借り手は新規就農の「かながわ農業サポーター」で、大磯町における受け入れは3人目になります。

なお、2月13日に西方会長職務代理、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第3号2番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第3号2番の農地について、2月13日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、農地中間管理機構が借上げ、かながわ農業サポーターに貸すことで、農地の遊休化防止と担い手の育成が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地中間管理事業により農地の有効利用が図られるとのことですが。

ただ今の議案第3号2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 議案第3号2番の案件は賃料が無料ですが、1番との違いがありますか。

書記 議案第3号1番の農地は、昨年まで草刈り及び耕耘等がされていた農地ですが、2番は何年も前から遊休農地になっていたということもあり、地権者と借受者との協議により使用貸借（無料）となっています。

議長 他に質疑はありませんか。ないようですので、議案第3号2番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第3号2番は原案とおりに決定いたしました。決定事項は、町長に通知いたします。

議長 続きまして議案第3号3番の審議ですが、同様案件である議案第4号3番についても合わせて審議いたします。

なお、この議案については農地利用最適化推進委員の西川委員が当該土地の賃借に関与しているため、「農業委員会等に関する法律」の第31条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされていますので、当該事案の審議開始から終了まで西川委員には退室を

お願いし、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

《西川委員退室》

議長 それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

書記 議案第3号3番につきましては、議案書1ページと2ページになります。場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。大磯町長より平成31年2月12日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

また、議題4号3番につきましては、議案書の3ページと4ページを、場所につきましては総会資料の7ページをご覧ください。大磯町長より平成31年2月12日付けで「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）」に基づく農用地利用配分計画案について意見を求められています。

事務局 《議案第3号3番と4号3番を朗読・説明》

書記 議案第3号3番につきましては、既に借り手が当該農地で稲作を行っていますが、法的な賃借を確立するため農地中間管理機構の手続きを行うものです。

農地中間管理事業を利用することで、賃借におけるトラブル防止と農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、2月13日に西方会長職務代理、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第3号3番及び議案第4号3番につきましては現地調査をお願いした、西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第3号3番及び議案第4号3番の農地について、2月13日に西方会長職務代理と私及び事務局で現地確認を行いました。当該農地は、西小磯の構造改善事業が行なわれた地区内の農用地ですが、農地中間管理機構が借り上げて地元の農家に貸し付けることで農地の有効活用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地中間管理事業により農地の有効活用が図られるとのことです。

ただ今の議案第3号3番について、これより質疑に入ります。合わせて議案第4号3番の農用地利用配分計画に意見のある方は挙手をお願いします。

委員 現在の大磯町の米作単収はどれぐらいでしょうか。

書記 すみませんが農業委員会では詳しい数字を把握しておりません。

※平成30年産水稻の全国の一反（10アール・1000㎡）当たり平年収量は、
532kg＝約9表（1表＝60kg）

委員 米の種類によっても違うが、大磯町では一反あたり7俵、多くて8俵の収穫があれば良いほうだと思います。

委員 賃借料は獲れた米を物納することとなっていますが、大磯町の平均的賃借料と同程度の金額と考えてよいか。

委員 米の種類や販路によっても違いますが、やや高いと思います。

書記 地権者としては、賃料より自分の農地で獲れたお米が食べたいと思われているのではないのでしょうか。

議長 他に質疑はありませんか。ないようですので、議案第3号3番について、原案とおri決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第3号3番は原案とおri決定いたしました。
合わせて農用地利用配分計画に出された意見はまとめて大磯町長に報告します。

議長 採決が終わりましたので、西川委員には入室・着席していただきます。

《西川委員入室・着席》

議長 では続きまして、議案第3号4番を審議いたします。朗読と説明を事務局よりお願いします。

書記 議案第3号4番につきましては、農地所有者と農家との通常の利用権設定による賃借権の更新で、計画内容につきましては議案書1ページと2ページを、場所につきましては総会資料の4ページをご覧ください。

大磯町長より平成30年2月12日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第3号4番を朗読・説明》

書記 議案第3号4番の計画要請の内容は、経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法

第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

借り手は、西小磯の桐ヶ久保地区の「人・農地プラン」に位置付けられている担い手で今回は3回目の更新となります。

なお、2月13日に西方会長職務代理、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第3号4番につきましては現地調査をお願いした、西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第3号4番の農地について、2月13日に西方会長職務代理と私及び事務局で現地確認を行いました。当該農地は非農家が所有している農地で、更新することで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地は適切に利用されているとのことですよ。

ただ今の議案第3号4番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 賃借期間の設定はどのようにされるのですか。また、期間設定に最長と最少はありますか。

書記 利用権設定の場合、地権者と借受人と協議をして決めるのが通常で、期間は3年から5年程度の期間を設定される場合が多いです。

中間管理機構に貸し出す場合は、5年程度の期間を設定される場合が多く、大磯町では最長10年の設定をされている件もあります。

期間は借りている農地の種類（田、畑、施設など）や状況（優良農地、遊休農地、耕作放棄地など）、相続などを考慮して決めているようです。

議案第3号4番の案件につきましては、利用権設定の更新なので前回に引き続き3年賃借するとの計画で申請されています。

委員 西小磯桐ヶ久保の地区は、イノシシなどの獣害がありますか。

書記 はい、あります。借受人も当該農地を借りた当初から電気柵を設置して営農しています。

議長 他に質はありませんか。ないようですので、議案第3号4番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第3号4番は原案とおり決定いたしました。

決定事項は、町長に通知いたします。

議長 それでは、次に議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について」の議題に供します。なお、1番と2番は同様案件ですので合わせて審議いたしますので事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第4号1番及び2番の「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について」のご説明をいたします。

こちらにつきましては議案書3ページと4ページを、場所につきましては総会資料の5ページと6ページをご覧ください。大磯町長より平成31年2月12日付けで「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）」に基づく農用地利用配分計画案について意見を求められています。

事務局

《議案第4号1番と2番を朗読》

書記 議案第4号の1番と2番の借り手は「かながわ農業サポーター制度」の認定者で、月に一度の農業指導を受けながら、3年から5年後に販売目標額50万円以上を目指します。その後は、意欲と能力があれば農家として自立していくこととなります。今回も、当該農地を貸し出すことで、農地の遊休化防止と担い手の育成に貢献できると考えられます。

なお、2月13日に西方会長職務代理、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第4号1番と2番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第4号1番と2番の農地について、2月13日に西方会長職務代理と私及び事務局で現地確認を行いました。かながわ農業サポーターに遊休農地を貸すことで、農地の遊休化防止と担い手の育成に貢献できると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、借り手は「かながわ農業サポーター制度」の認定者であり、本格的に農業に取り組む意欲と能力がある方とのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《意 見》

委員 かながわ農業サポーター制度について詳しく説明してください。

書記 農業サポーター制度とは、中高年フォームファーマーで農業指導を受け、卒業した後に農家を目指す意欲のある人が次のステップアップとして用意された制度です。10aから就農を始め、月に1度の技術補助を受けながら、3年から5年をかけて50万以上の収益を目標として農家を目指し、農地も徐々に増やしていきます。

委員 具体的に何歳ぐらいの方が制度を利用していますか。長く継続していただきたいと思いますが、それは可能なのでしょうか。

書記 中高年フォームファーマーからのステップアップとなりますので年齢は様々です。大磯町では、昨年に50歳代の方が就農しています。今年、新規就農される方は70歳ですが、とても意欲があり、神奈川県で認定された方なので継続して営農されると思われます。

委員 町外の方なので、年齢的に見て、今後、農家を目指していくことが可能なのですか。

書記 就農にあたり町内に移住される予定で、ご家族などの協力も得られるそうです。

議長 他に意見はありませんか。出された意見は農業サポーター制度についてですので、農用地利用配分計画案については特段の意見はなしとし、大磯町長に報告します。

議長 次に、報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、議案書5ページから6ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の8ページから10ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、現地の状況につきましては、2月20日に西方会長職務代理、国府本郷地区担当の吉川京男委員及び事務局で現地確認を行い、当該農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした国府本郷地区担当の吉川京男委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

8番委員（吉川） 8番吉川です。報告第1号1番の農地について、2月20日に西方会長職務代理と私と事務局で現地確認を行いました。当該農地はすべて適正に耕作されているこ

とを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

委員 今回の報告案件は、所有農地が2地区にまたがっていますが、現地確認に同行する委員の振り分けはどのようにしたのですか。

書記 証明願いを出された農家の住居地区の農業委員に全ての農地を確認いただきました。

委員 納税猶予の申請をするにあたり、相続が発生した後の提出期限を教えてください。

書記 提出期限は概ね10ヶ月です。相続が発生し、相続人が確定してからの申請になります。

議長 ほかに発言はありませんか。よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第1号1番を終わりにします。

議長 次に、報告第2号の「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号の「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」については、議案書7ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号を朗読》

書記 報告第2号の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書8ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の11ページ及び12ページをご覧ください。

事務局

《報告第3号を朗読》

書記 報告第3号の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 次に報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書9ページから10ページの6件でございます。場所につきましては総会資料の13ページから18ページをご覧ください。

事務局

《報告第4号を朗読》

書記 報告第4号の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第4号について、発言がある方は挙手をお願いします。

委員 公衆用道路とはどのような道路を指しているのか。一般道路との違いは何ですか。

書記 公衆用道路とは、「道路法による道路であるかどうかを問わず一般交通の用に供する道路」とされ、国道、都道府県道、市町村道、農道、林道などを指します。たとえ、私有地であっても一般公衆の交通のために利用されているものは公衆用道路となります。

一般道路とは、あらゆる交通の用に供する道路の通称ですが、取り扱う法律により有料道路や高速道路、農道、林道、私道ではない道路という意味でも用いられています。

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして平成31年第2回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時50分)